

電気通信工事業におけるはしご等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	8~9	太陽光発電所建設工事の現場内で、太陽光パネルを架台構造物に乗せたあと、ボルト・ナットによる締め付け固定の作業をしているときに、7尺脚立にまたがり1.8mステップに足を乗せた状態で上端ボルトを固定後、下端ボルトを固定しようとしてそのまま前傾姿勢で身を乗り出し、腰を浮かせた際に脚立が後方に転倒し、作業員は脚立の側で転倒し、うつ伏せ姿勢で落下し、両手を強打した。	34	—
1	10~ 11	テレビ共同受信施設の木柱にハシゴをかけ既設同軸ケーブルを撤去中に木柱が折れハシゴと一緒に転倒し、大腿骨骨折した。	41	—
1	14~ 15	2階部屋内で天井内配線作業を2.1mの脚立を用いて1.8mの高さで行っていた際、作業上部に既設ダクトがあった為、脚立上で壁にもたれかかっていた作業体勢で作業を行い、脚立上で体勢を変えたときに脚立を蹴った様な状態となり、脚立が転倒し、作業員が右足より落下した。	20	—
2	15~16	AG棟GE製造室で高さ3mのケーブルダクトにケーブルを布設する作業のため、脚立（高さ約2.7m）を昇降中に肩足を滑らせて地上に転落し、腰椎などを骨折した。	63	—
2	11~12	電気給湯機電源工事において、洗面所内分電盤ブレーカー取替の為、3尺脚立の2段目にまたがり作業していたところ、一般住宅内の為、靴ではなく、靴下で作業をしていたので、足を滑らせて脚立より落下し、転倒した。その際に左手をついて左手首を痛めた。	59	1~ 9
2	11~12	中学校昇降口において屋外時計を点検調査をしている時に、脚立から降りる際に左足を滑らせ、体勢を崩し右肩から地面に転落し頭部右側を強打した。症状は頭部	44	—

		右側頭蓋骨骨折及び頭部右側脳内出血である。		
2	17~18	防犯灯の交換工事が終わり、脚立から降りようとした時足を踏み外し、バランスを取るために飛び下りた。その時脚立に左足が引っ掛かり左足をひねって落下した。	47	—
4	18~19	会社倉庫にて脚立での作業中に足がもつれ、右足かかとを負傷した。	43	10 ~ 29
4	10~11	神社境内、高所作業車での作業が出来ない場所にて低圧引き込み線張替工事中に、神社の引き込み受点側に梯子を立て掛けていた被災者が落下した。被災者はヘルメットを着用し、安全帯を梯子に取り付けていたが、電線を切断した際にそのまま引っ張られ梯子ごと転倒し、近くの石像に顔面を強打した。	48	10 ~ 29
4	15~16	客先地内でスマートメーター取り替え完了後、踏み台（高さ55cm）から降りようとした時に1段目から踏み外して後向きに転倒し、左手首を骨折した。	52	100 ~ 299
4	15~16	組合管理棟にて換気扇パイプのとりつけ工事中、脚立上で作業をしており、その上から下へ降りている最中に脚立の段差（階段ハシゴ）を踏み外して落下した。体を反転させ地面に手をついたところ、右手首に激痛が走った。	65	1~ 9
4	10~11	作業員3名で建売住宅（平屋）のテレビアンテナを立てる作業中、テレビアンテナ、アンテナマスト、屋根馬の設定のため、脚立を伸ばして屋根に立て掛けて登っている時、右手にテレビアンテナを握っているが、脚立を登り終えた時バランスをくずして地上に落下した（ヘルメット、安全靴着用）。	62	1~ 9
5	14~15	現場にて消防用設備点検業務誘導灯本体の不良確認の為、本体取外しの際にバランスを崩し脚立より転倒した。	38	10 ~ 29
6	12~13	お客様宅にて、電気工事最終確認中に脚立から落下し、右手首で体を支えようとして負傷したものである。	45	1~ 9
	14~	部落の外灯を直していた時に、作業が終わり、胴綱を外し降りようとした時、バラ		1~

6	15	ンスを崩してしまい、脚立が倒れて植え込みの上に落ちて左足を切り、さらに尻もちをつき圧迫骨折をする負傷をした。	63	9
6	15～ 16	雑木林にて伐採作業をしている際、梯子に登って周囲の状況を確認する時、降雨により濡れた長靴で足が滑ってバランスを崩し、地面に転落した。	48	10 ～ 29
7	10～11	照明換気設備等改修工事において、脚立に上り照明器具を取り外そうとしていた際に、誤って脚立より転落し、左腕を負傷したものである。	50	10 ～ 29
7	10～11	道路を横切って工事をしていた際に、光引き込み線が道路上（約3m付近）に出ている状態の時にダンプ車両が走行してきて、引き込み線をひっかけられ、被災者は電柱より転落した。	65	10 ～ 29
9	16～ 17	新築のお宅で外から中への同軸ケーブルがない物件の為、空配管へ通線をしようとし、ケーブルを引っ張ったところ、断線し、その反動ではしごから落下し、踵との骨を骨折した。	31	1～ 9
9	13～ 14	脚立を使用し、車庫天井面の照明器具の取り替えを行っていたが、脚立の設置が不十分だった為脚立が倒れ、当事者も転落し、右手をついた時に今回の傷病となった。	64	1～ 9
9	11～ 12	営業部の3階のフロアにて、電話線工事のため天井面配線カバー取り付け中に脚立の留め金が外れ転倒し、右上腕部を骨折した。	66	1～ 9
9	8～9	当日被災者は、工場内で配線盛替作業中、バランスを崩し脚立中段から飛び降り、左足から着地し、足首を捻り転倒負傷した。	69	1～ 9
10	15～ 16	機械上からステップを使用して、後ろ向きに降りる時に最下段のステップを踏み外して転倒、左大腿骨を強打し、左大腿骨を骨折した。	64	1～ 9
10	11～ 12	電柱建て替え現場で、宅内引き込み線を外して新柱に移設する作業の際、引き込み線のあるところにハシゴを掛け、その引き込み線を外してハシゴから下りるときに、そのハシゴが揺れて倒れそうになったので1.5mから2mぐらいのところから飛び降りた。そのとき左足から着地し踵を骨折した。	49	50 ～ 99

11	14~ 15	製作所における工場内のセキュリティシステムの機器増設工事に際し、鉄柱に配線するため脚立（全長1.8m）に登り、天板を跨ぎ作業していたところ、体の重心を移動した時に脚立の脚部がずれた（床が油で滑り易かった模様）ことから、体のバランスが崩れ約1.7m下の床面に落下した。床面には段差や消火器があり、消火器に当たったことなどで、足の一部に大きな衝撃が加わり、左足くるぶしの骨折を負ったものである。	42	10 ~ 29
11	14~ 15	当社倉庫内において、三脚脚立に上がって高い所にある物を取っていたところ、バランスを崩して地面に右手をついた。その時に右手に痛みがあったので、しばらく作業を中断し安静にしていたが、痛みが緩和されないので、早退し受診した。	59	10 ~ 29
11	17~ 18	倉庫内のセキュリティ工事において、150cmの脚立の120cmの踏棧で配線作業が終わり、1段下りる際、脚立のバランスが崩れ、脚立が転倒、本人は転落し、座骨骨折と診断された。床面にでこぼこがあり、足元が不安定になる可能性がある中、はさみ板かマット等での足元安定の措置を図らず、ヘルメット未装着であった。	24	10 ~ 29
12	14~15	お客様宅にて、建物の外壁にはしごをかけて、ケーブルテレビの保安器の交換作業をしているときに、はしごの脚（接地面）が滑り、はしごの1mの高さから、はしごと一緒に落下して、右腕の肘を脱臼骨折した。	45	1~ 9
12	9~10	当社倉庫内において、年末の片付け作業中、梯子に乗り棚の掃除を行い、梯子から下りる際に、5段目辺り（高さ約5m）で足が滑り、飛び降りようとしたところ、背中より落下し頭部と背中を打ち負傷したものである。	53	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html